平成２８年（フ）第８７号
埼玉県川口市大字安行領家1026番地の６
債務者　望月　有紗
１　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１００号
さいたま市西区大字西遊馬1155番地２　グレイスコート202
債務者　佐々木淳也
１　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
さいたま市桜区西堀２丁目10番36号　ベルエポック301
債務者　高橋　　勇
１　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
埼玉県川口市大字安行領根岸1696番地
債務者　堀添あゆみ
１　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
相模原市中央区上溝4556番地４　エルドラード・フジ九沢102
債務者　瀬戸口健二
１　決定年月日時　平成28年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２７号
岡山県倉敷市水島北亀島町８番73―40号　市営亀島団地40号
債務者　吉村　邦子
１　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第３０７号
高知市大津乙1161番地18
債務者　西岡　隆則
１　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２４号
高知市中の島１番53号
債務者　畠山　篤史
１　決定年月日時　平成28年３月17日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３号
高知市介良乙1205番地１　ポルジーⅡ・102号
債務者　秋月　良太
１　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３４号
高知市大津乙385番地１　サンスカイハイツ205号
債務者　浅井　祐一
１　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４４号
高知市神田526番地49　杉本ハイム１Ｆ東
債務者　青木　克己
１　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２号
北海道虻田郡倶知安町北１条西２丁目６番地ＹＫマンション202
債務者　渡邉　泰枝
１　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第４１号
群馬県伊勢崎市日乃出町1038番地32
債務者　齋藤喜代子
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４６号
群馬県伊勢崎市宮子町2831番地２　ＧＦＴ宮子302
債務者　村山　真美
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５０号
群馬県渋川市阿久津53番地１　アットホーム板倉　１号１Ｆ
債務者　佐藤　剛久
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５１号
群馬県渋川市阿久津53番地１　アットホーム板倉　１号１Ｆ
債務者　佐藤　幸子
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第２０号
埼玉県蕨市塚越５丁目33番５号　デュエット塚越401号
債務者　細谷みつゑ
１　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係